

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月13日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

光ケーブル移設に伴う保守委託事業の年度内完了が困難となったことに伴い、繰越明許費を追加する必要があるため。

専決第2号

令和元年度八幡浜市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度八幡浜市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

上記地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

八幡浜市長 大 城 一 郎

（一般会計）

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	光ケーブル移設に伴う保守委託事業	109 千円

